

様式第八（第六十条関係）

許 可
破砕業 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

（宛先）

越谷市長 宛

（郵便番号）

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	（郵便番号）		電話番号
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	

<p>破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>		
<p>役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>役職名</p>	<p>住所</p>
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>役職名</p>	<p>住所</p>
<p>法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>住所</p>	

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付書類一覧表

1 事業の概要

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の身分を証明する書類
- (3) 申請者の法定代理人の身分を証明する書類
- (4) 役員等の身分を証明する書類
- (5) 株主又は出資者の身分を証明する書類
- (6) 誓約書
- (7) 従業員数
- (8) 許可証

2 事業所等の概要

- (1) 事業所一覧
- (2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧
- (3) 事業所の状況
- (4) 積替え保管場所の状況
- (5) 事業所付近の見取り図
- (6) 積替え保管場所付近の見取り図

3 破産業に供する施設の状況

- (1) 事業所の施設一覧
- (2) 事業所全体の平面図
- (3) 施設の概要

4 事業所以外の場所における積替え保管場所に供する施設の状況

- (1) 積替え保管場所の施設一覧
- (2) 積替え保管場所の平面図
- (3) 施設の概要

5 資産の状況

- (1) 資産状況等を説明する書類
- (2) 収支見積書

6 標準作業書

1 事業の概要

(1) 事業計画書

① 業務時間

時	分	～	時	分
---	---	---	---	---

② 実績及び今後の解体自動車の引取台数等

	年 月 ～ 年 月 (3年前) ～ (2年前)	年 月 ～ 年 月 (2年前) ～ (1年前)	年 月 ～ 年 月 (1年前) ～ (現在)	年 月 ～ 年 月 (現在) ～ (1年後)	年 月 ～ 年 月 (1年後) ～ (2年後)	年 月 ～ 年 月 (2年後) ～ (3年後)
引取台数						
処理台数						
稼働日数						
1日当たりの処理能力 (処理台数÷稼働日数)						

③ 引取から引渡までに要する日数

日

④ 取引先

※解体業者、破碎処理工程を兼ねる場合は自社も記載してください。

解体業者	名称 住所	許可番号
	名称 住所	許可番号
破碎処理工程を行 う業者	名称 住所	許可番号
	名称 住所	許可番号
その他	名称 住所	
	名称 住所	

- ⑤ 事業所（当該事業所以外の場所における解体自動車・破碎前処理した後の解体自動車の積替え保管場所を含む）における解体自動車の引取から引渡までの工程全体のフロー図

1 事業の概要

(1) 事業計画書

① 業務時間及び年間稼働日数

時	分	～	時	分
---	---	---	---	---

② 実績及び今後の解体自動車の引取台数等

		年 月 ～ 年 月 (3年前)	年 月 ～ 年 月 (2年前)	年 月 ～ 年 月 (1年前)	年 月 ～ 年 月 (現在)	年 月 ～ 年 月 (1年後)	年 月 ～ 年 月 (2年後)	年 月 ～ 年 月 (3年後)
引取 台数	解体自動車							
	破碎前処理した 後の解体自動車							
	合計							
処理した台数								
稼働日数								
1日当たりの処理能力 (処理台数÷稼働日数)								

③ 引取から引渡までに要する日数

日

④ 取引先

※解体業者、破碎前処理工程を兼ねる場合は自社も記載してください。

解体業者	名称 住所	許可番号
	名称 住所	許可番号
破碎前処理工程を 行う業者	名称 住所	許可番号
	名称 住所	許可番号
その他	名称 住所	
	名称 住所	

- ⑤ 事業所（当該事業所以外の場所における解体自動車・破碎前処理した後の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所を含む）における解体自動車、破碎前処理した後の解体自動車の引取から自動車破碎残さの引渡までの工程全体のフロー図

(2) 申請者の身分を証明する書類**ア 申請者が法人の場合**

・定款又は寄附行為

・登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注1) 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去5年間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください（法定代理人、株主又は出資者の身分を証明する書類において同じ。）。

注2) 現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可とします（法定代理人、株主又は出資者の身分を証明する書類において同じ。）。

イ 申請者が個人の場合

・住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

・登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

(3) 申請者の法定代理人の身分を証明する書類（申請者が法第61条第1項第4号に規定する未成年である場合）

ア 法定代理人が法人の場合

(ア) 定款又は寄付行為

(イ) 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

(ウ) 役員等の身分を証明する書類

・住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

・登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

(エ) 株主又は出資者の身分を証明する書類（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合）

※ 該当する株主又は出資者を確認するため、直前の事業年度の確定申告書の別表2の写し（同族会社の判定に関する明細書）を添付してください。

※ 別表2で該当する株主又は出資者を確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）を添付してください。

a 株主が法人の場合

・登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

b 株主が個人の場合

・住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

・登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

イ 法定代理人が個人の場合

(ア) 住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

(イ) 登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

(4) 役員等（申請者が法人の場合）、政令で定める使用人の身分を証明する書類

ア 住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

イ 登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

(5) 株主又は出資者の身分を証明する書類（法人の場合で、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合）

- ※ 該当する株主又は出資者を確認するため、直前の事業年度の確定申告書の別表2の写し（同族会社の判定に関する明細書）を添付してください。
- ※ 別表2で該当する株主又は出資者を確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）を添付してください。

ア 株主等が法人の場合

・登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

イ 株主等が個人の場合

・住民票の写し

本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

- ・登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

※ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

・社員持株会がある場合、当該持株会の規約

注1) 株主と役員等（政令使用人を含む。）を兼務している場合は、(1)及び(2)を再度添付する必要はありません。

注2) 株主が亡くなって、遺産分割協議中の場合は、当該株主が亡くなったことを証する書類（住民票の除票等）及び遺産分割協議中である旨を記載した書類を添付してください。

(6) 誓約書

破碎前処理・破碎処理

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項第2号に該当しない者（同法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者）であることを誓約します。

年 月 日

(宛先)

越谷市長 宛

誓約者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(7) 従業員数

申請者又は 申請者の登 記上の役員	令5条に 規定する 使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(8) 許可証

現在の許可証を添付してください。

2 事業所等の概要

破砕前処理・破砕処理

(1) 事業所一覧

区分、土地利用については、該当するものに○印をつけてください。

《区分》

ア 破砕前処理工程に供する施設のあるところ

(破砕前処理施設、解体自動車・破砕前処理した後の解体自動車の積替え保管場所)

イ 破砕処理工程に供する施設のあるところ

(破砕処理施設、解体自動車・破砕前処理した後の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所)

No	区分	施設の場所
1	ア イ	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)
2	ア イ	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)
3	ア イ	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)

※ 所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」と記入してください。

※ 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記上の合計面積、筆の中に一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を合計したものを記入してください。

(2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧

区分、土地利用については、該当するものに○印をつけてください。

※ (1) の事業地内で解体自動車・破砕前処理した後の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管を行う場所がすべて含まれる場合は、記載する必要はありません。

《区分》

ア 解体自動車の積替え保管場所

イ 破砕前処理した後の解体自動車の積替え保管場所

ウ 自動車破砕残さの積替え保管場所

No	区分	施設の場所
1	ア	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)
	イ	
	ウ	
2	ア	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)
	イ	
	ウ	
3	ア	所在地（地番）：〒 電話番号 (合計面積 m ²)
	イ	
	ウ	

※ 所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」と記入してください。

※ 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記上の合計面積、筆の中に一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を合計したものを記入してください。

(3) 事業所の状況

『(1) 事業所一覧』に記載した事業所ごとに作成してください。

登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ()は一部面積	所有者
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記上の敷地面積 (事業所の面積)		㎡ ㎡)

※ 以下の書類を添付してください。

- ① 当該地の土地公図（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ② 当該地の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ③ 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類
- ④ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面

(4) 積替え保管場所の状況

『(2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧』に記載した場所ごとに作成してください。

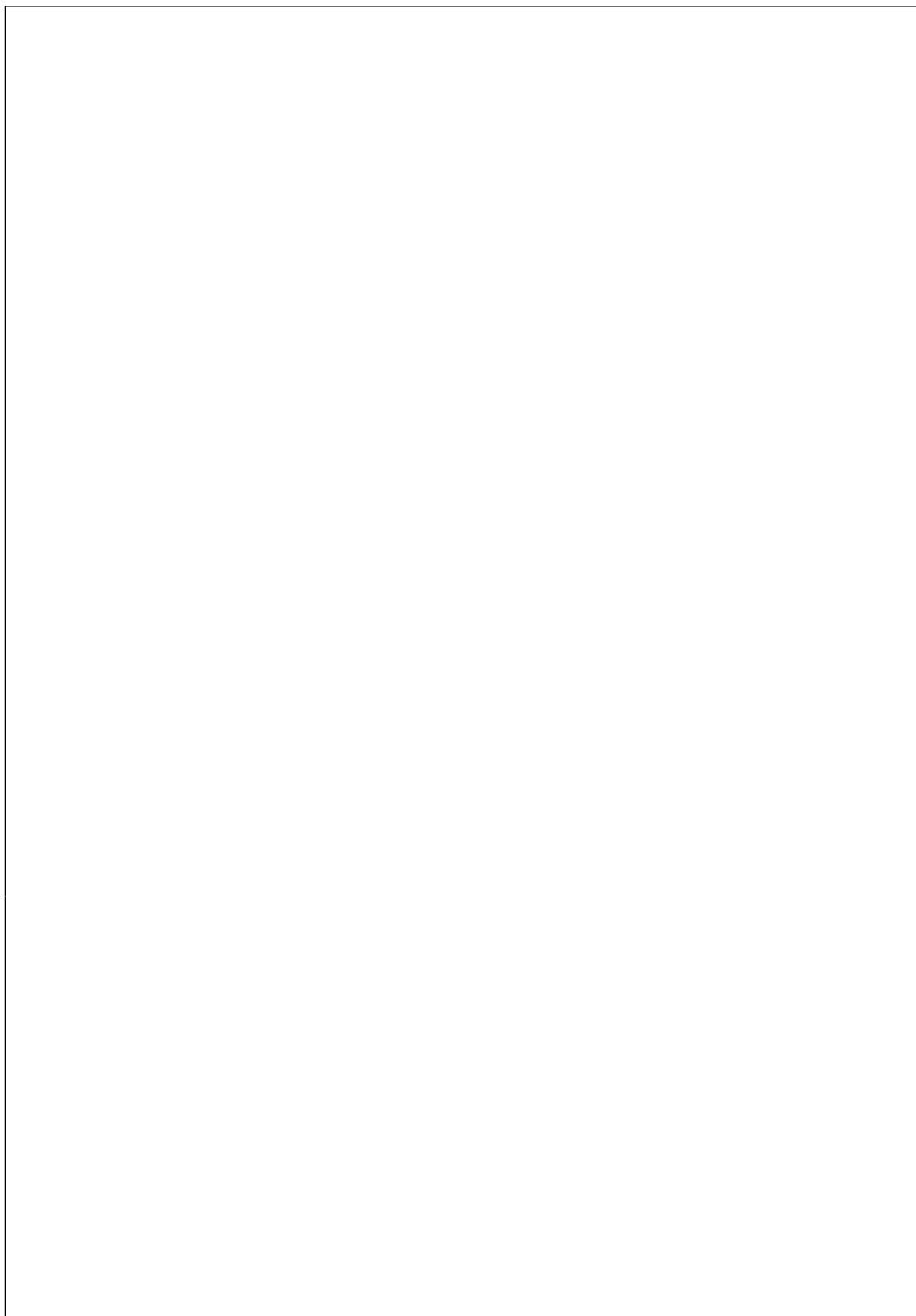
登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ()は一部面積	所有者
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記上の敷地面積 (積替え保管場所の面積)		㎡ ㎡

※ 以下の書類を添付してください。

- ① 当該地の土地公図 (申請日前3か月以内に発行されたもの)
- ② 当該地の登記事項証明書 (申請日前3か月以内に発行されたもの)
- ③ 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類
- ④ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面

(5) 事業所付近の見取り図

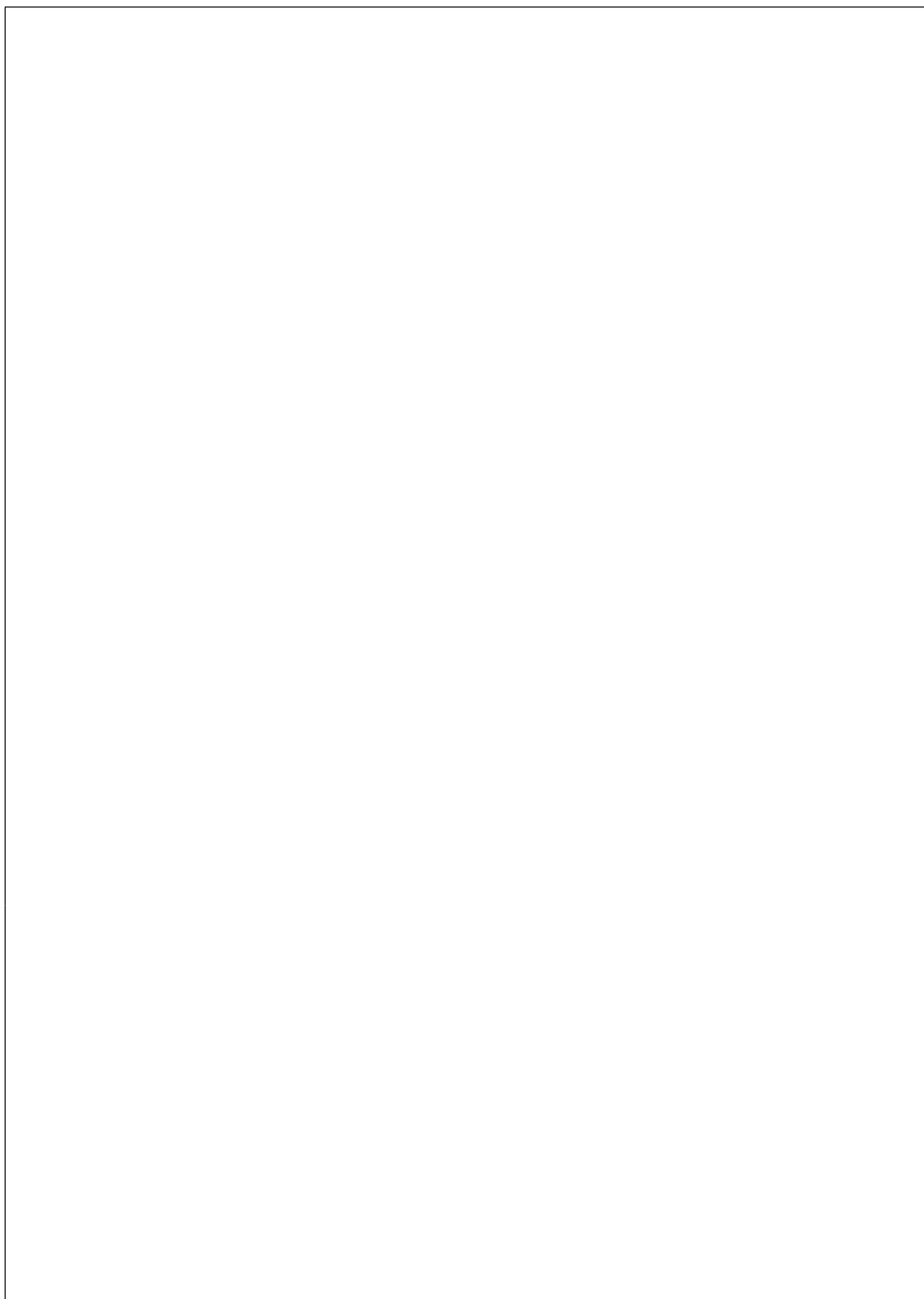
『(1) 事業所一覧』に記載した事業所ごとに作成してください。



※ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、事業所の位置をマーカー等で明確に示してください。

(6) 積替え保管場所付近の見取り図

『(2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧』に記載した場所ごとに作成してください。



※ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、積替え保管場所の位置をマーカー等で明確に示してください。

3 破砕業に供する施設の状況

(1) 事業所の施設一覧

次の①～⑩の有無について○印を付けてください。

作成にあたっては、『2 (1) 事業所一覧』に記載した事業所ごとに記載してください。

なお、『2 (2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧』に記載したものについては、『4 事業所以外の場所における積替え保管場所に供する施設の状況』に記載してください。

区分	施設等の名称	有	無
処理前の保管	① 解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設		
	② 解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設		
	③ 破砕前処理した後の解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設		
破砕前処理	破砕前処理施設(該当するものに○印をつけてください。)	—	—
	④ ア 圧縮施設		
	イ せん断施設		
	ウ その他施設 ()		
破砕処理	⑤ 破砕処理施設		
処理後の保管	⑥ 破砕前処理した後の解体自動車を保管するための施設		
	⑦ 自動車破砕残さを保管するための施設		
事業所に係る施設等	⑧ 事業所全体の囲い		
	⑨ 出入口の門扉及び錠		
	⑩ 事務所		

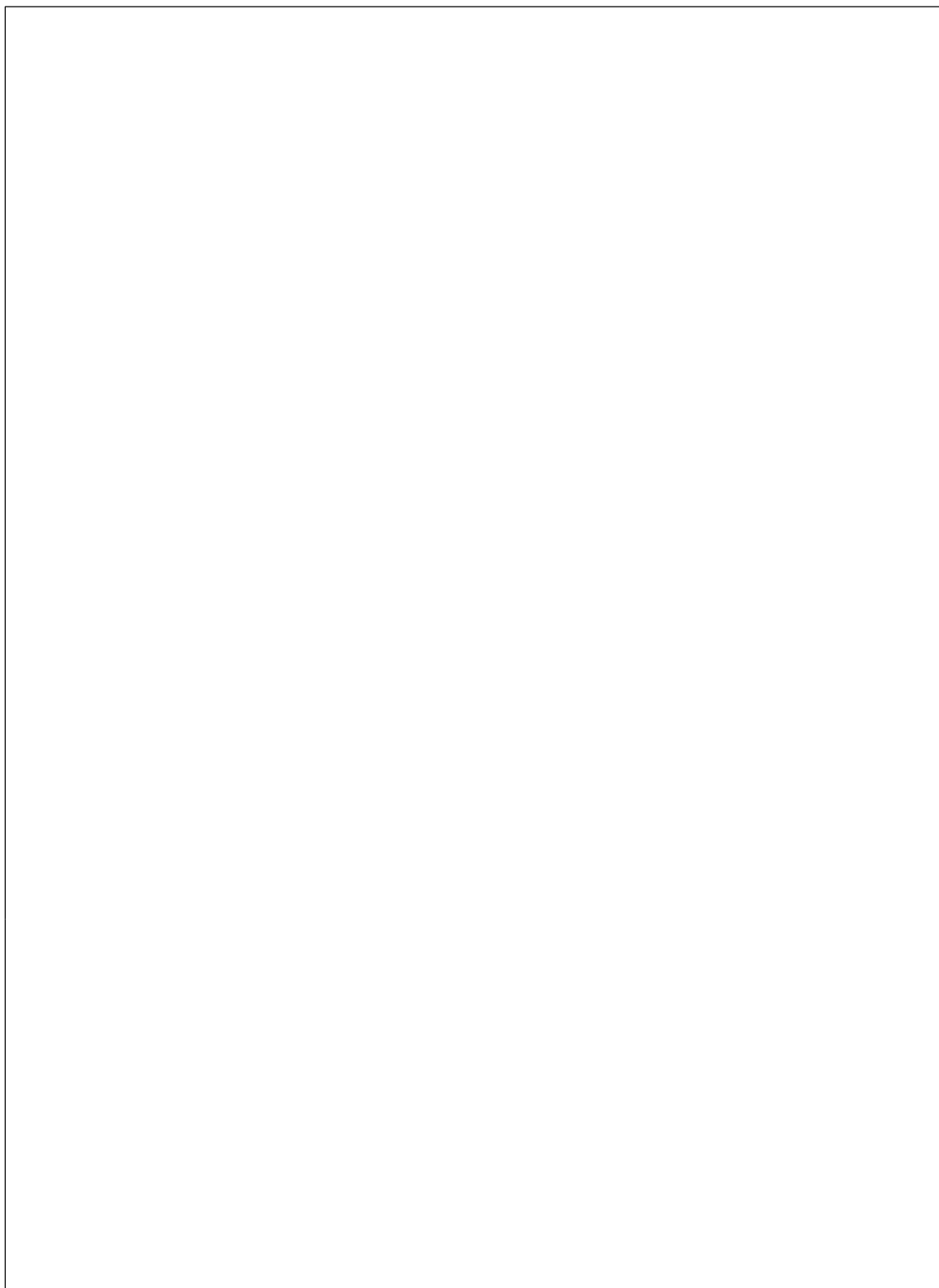
(2) 事業所全体の平面図

『(1) 事業所の施設一覧』で「有」に○印をつけたものについて、その配置等を示した図面を作成してください。

※ 『2(1) 事業所一覧』に記載した事業所ごとに作成してください。

※ 排水処理施設及び排水溝がある場合は、それらの位置を記載してください。

※ 解体業と兼ねている場合は、解体業の用に供する施設も併せて記載してください。



(3) 施設の概要

『2 (1) 事業所一覧』に記載した事業所ごとに作成してください。

①解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設

保管の期間	日間
保管の面積	m ²
保管の高さ、台数	m、 台
保管場所の囲い、仕切の有無	有 ・ 無
	〈有の場合〉 ※別紙に主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈無の場合〉 ※この欄に保管場所の区域の明確化の方法について記載してください。
保管の状況	屋内 ・ 屋外
	〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況	鉄筋コンクリート舗装 (厚さ) その他 ()

※ 複数の保管施設を設けて保管する場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。

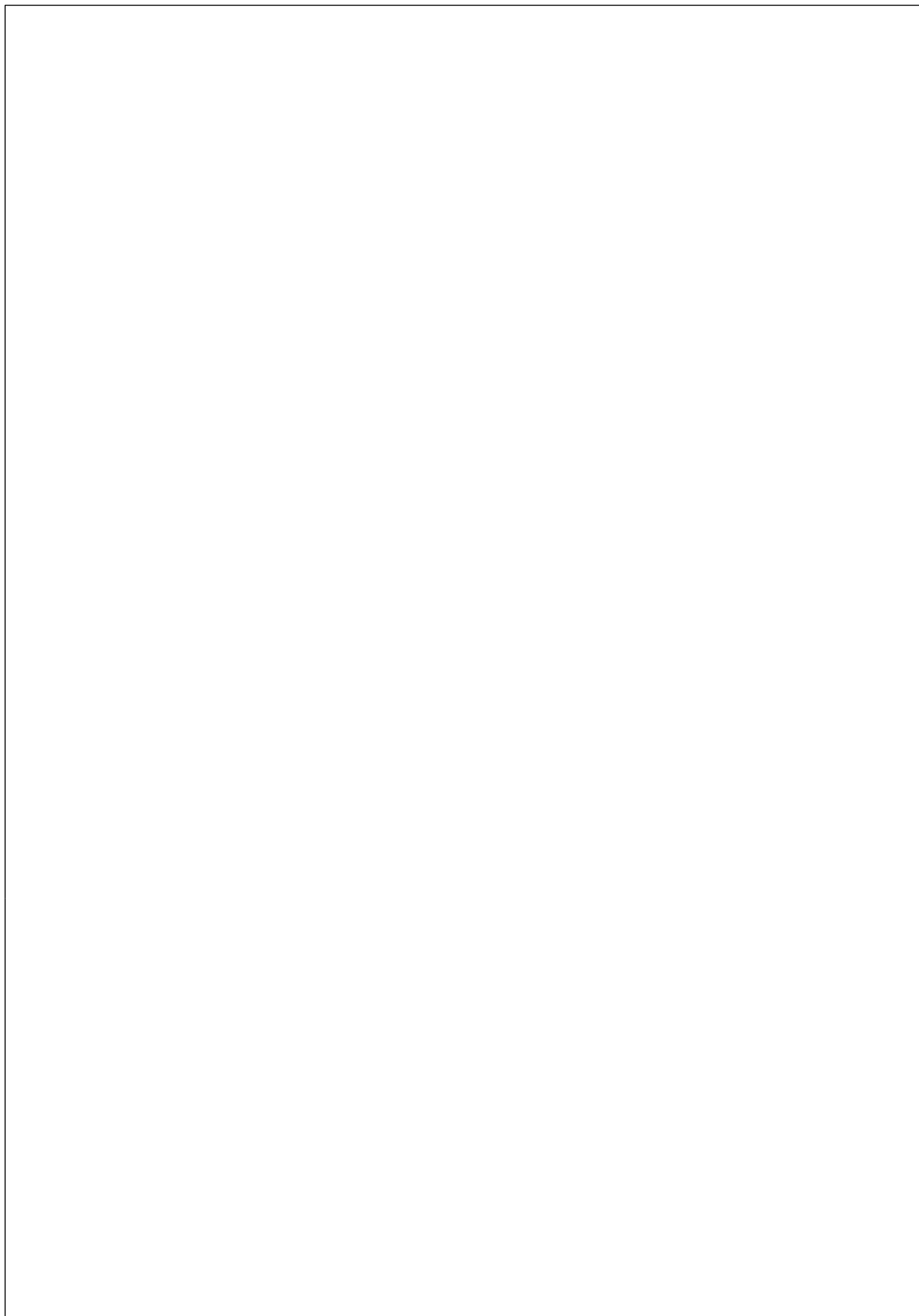
※ 屋外における保管施設で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。

①解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



②解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設

保管の期間	日間
保管の面積	m ²
保管の高さ、台数	m、 台
保管場所の囲い、仕切の有無	有 ・ 無
	〈有の場合〉 ※別紙に主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈無の場合〉 ※この欄に保管場所の区域の明確化の方法について記載してください。
保管の状況	屋内 ・ 屋外
	〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況	鉄筋コンクリート舗装（厚さ ） その他（ ）

※ 複数の保管施設を設けて保管する場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。

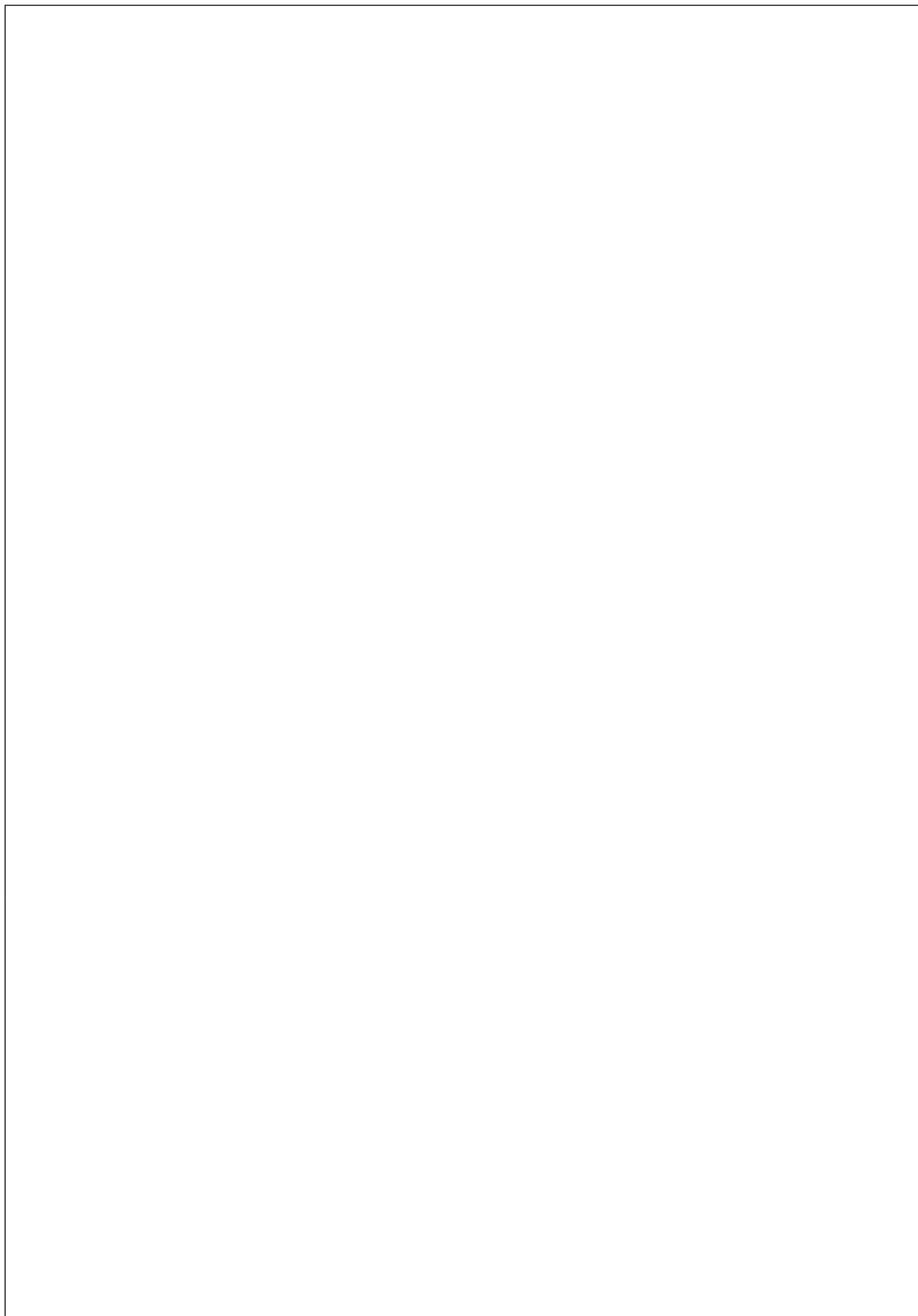
※ 屋外における保管施設で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。

②解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。

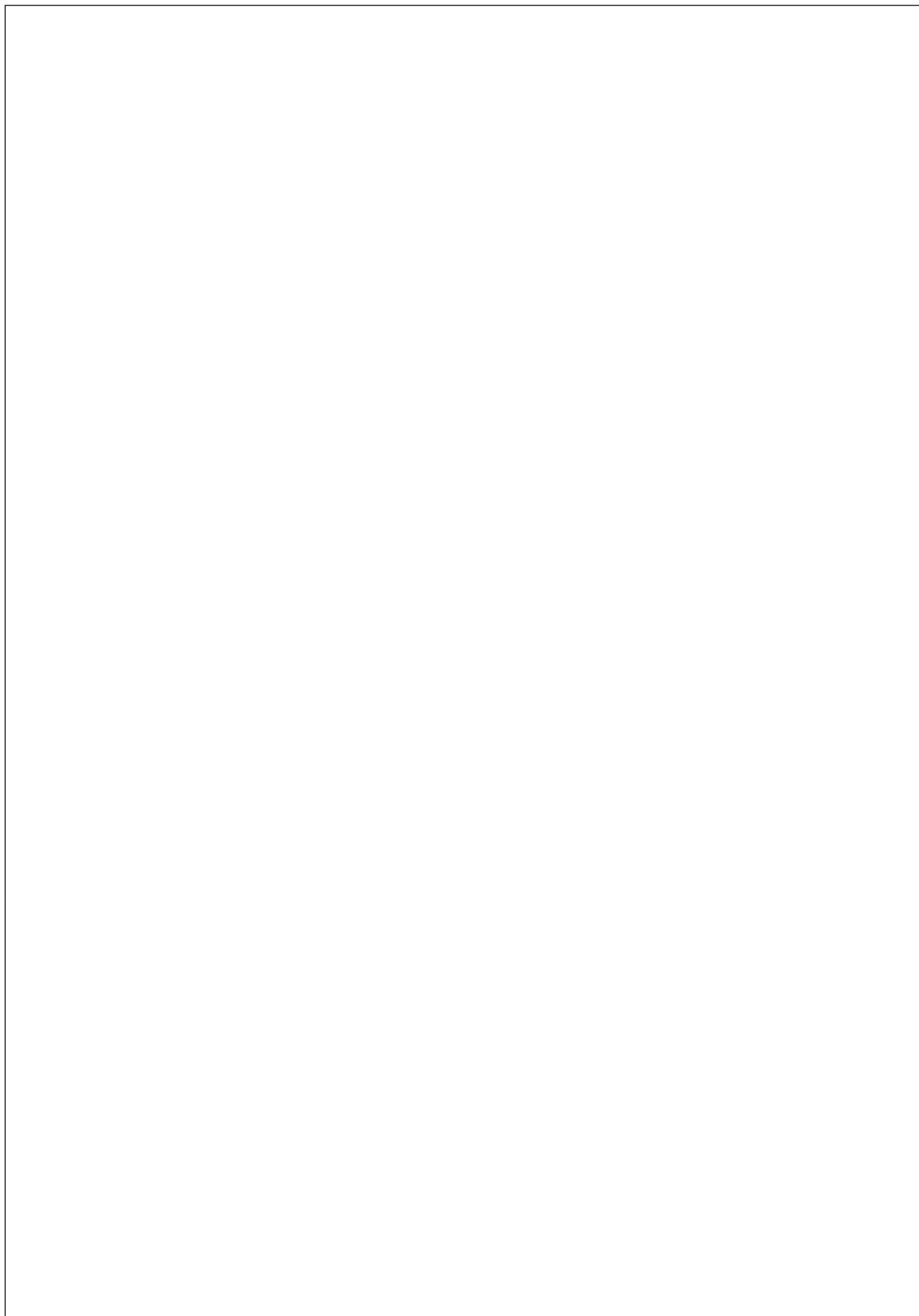


③ 破碎前処理した後の解体自動車を破碎処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



④破碎前処理施設

施設の区分 ※該当するものに○印をつけてください。	ア 圧縮施設 イ せん断施設 ウ その他の施設 ()
機種名及び型式	
処理能力	(t / 日)
施設の稼働時間	時 分 ~ 時 分 [計 時間]
施設の形態 ※該当するものに○印をつけてください	ア 据え付け イ 可動型 ウ 移動型 エ その他 ()
設置場所の状況	屋内 ・ 屋外
※移動させて使用する場合は、その範囲を平面図に示してください。	〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況	鉄筋コンクリート舗装 (厚さ) その他 ()
環境保全対策	廃棄物の飛散
	廃油等の流出
	騒音
	振動

- ※ 施設を複数設ける場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。
- ※ 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等を添付してください。
- ※ 施設の処理能力計算書を添付してください。
- ※ 環境保全対策として設ける設備等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等を添付してください。
- ※ 施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類を添付してください。

⑤破碎処理施設

機種名及び型式		
処理能力		(t / 日)
施設の稼働時間		時 分 ~ 時 分 [計 時間]
設置場所の状況		屋内 ・ 屋外
※移動させて使用する場合は、その範囲を平面図に示してください。		〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
		〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況		鉄筋コンクリート舗装 (厚さ) その他 ()
環境 保 全 対 策	廃棄物の飛散	
	廃油等の流出	
	騒音	
	振動	

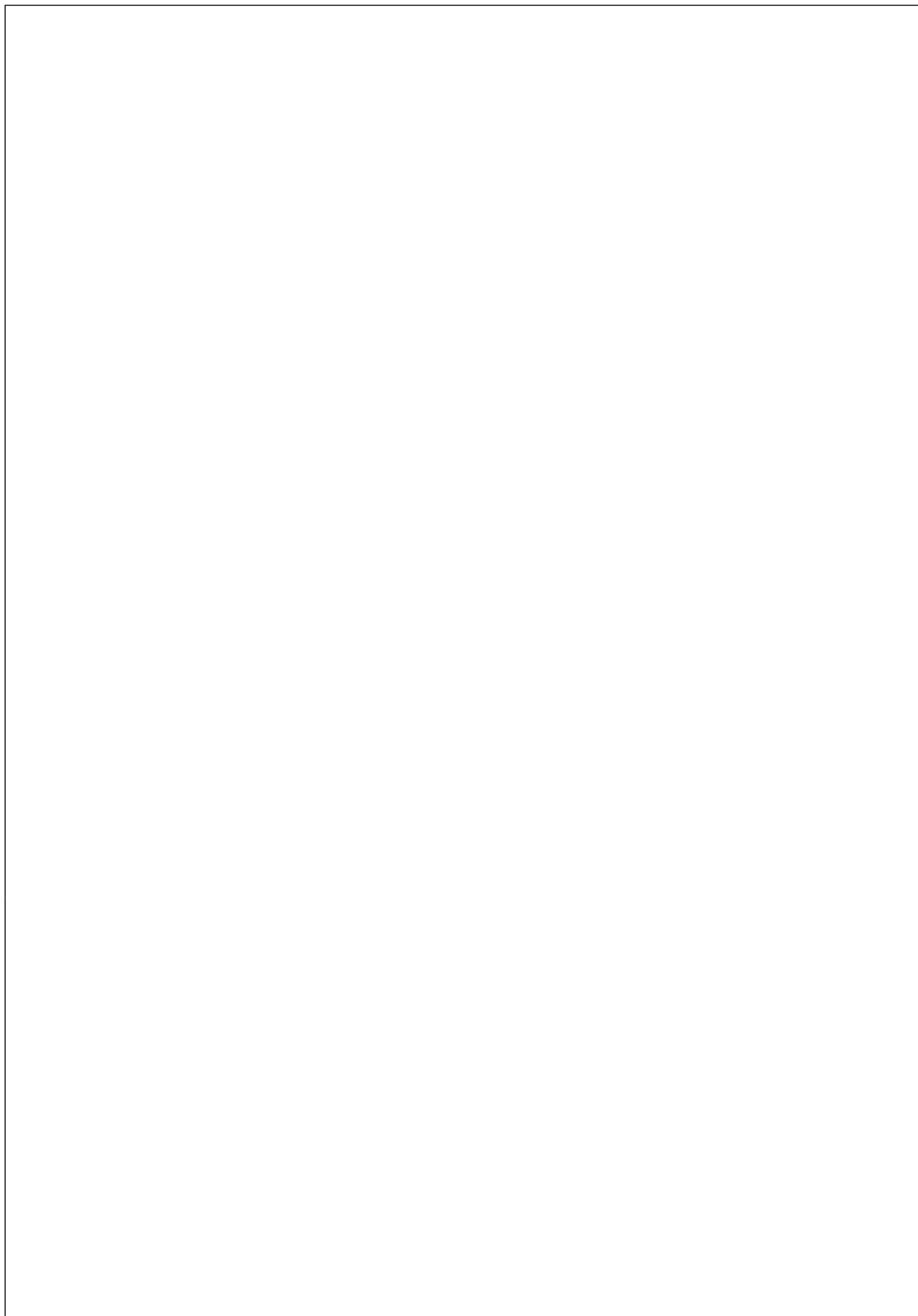
- ※ 施設を複数設ける場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。
- ※ 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等を添付してください。
- ※ 施設の処理能力計算書を添付してください。
- ※ 環境保全対策として設ける設備等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等を添付してください。
- ※ 施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類を添付してください。
- ※ 廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可施設の場合は、その許可証を添付してください。

⑥破砕前処理した後の解体自動車を保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

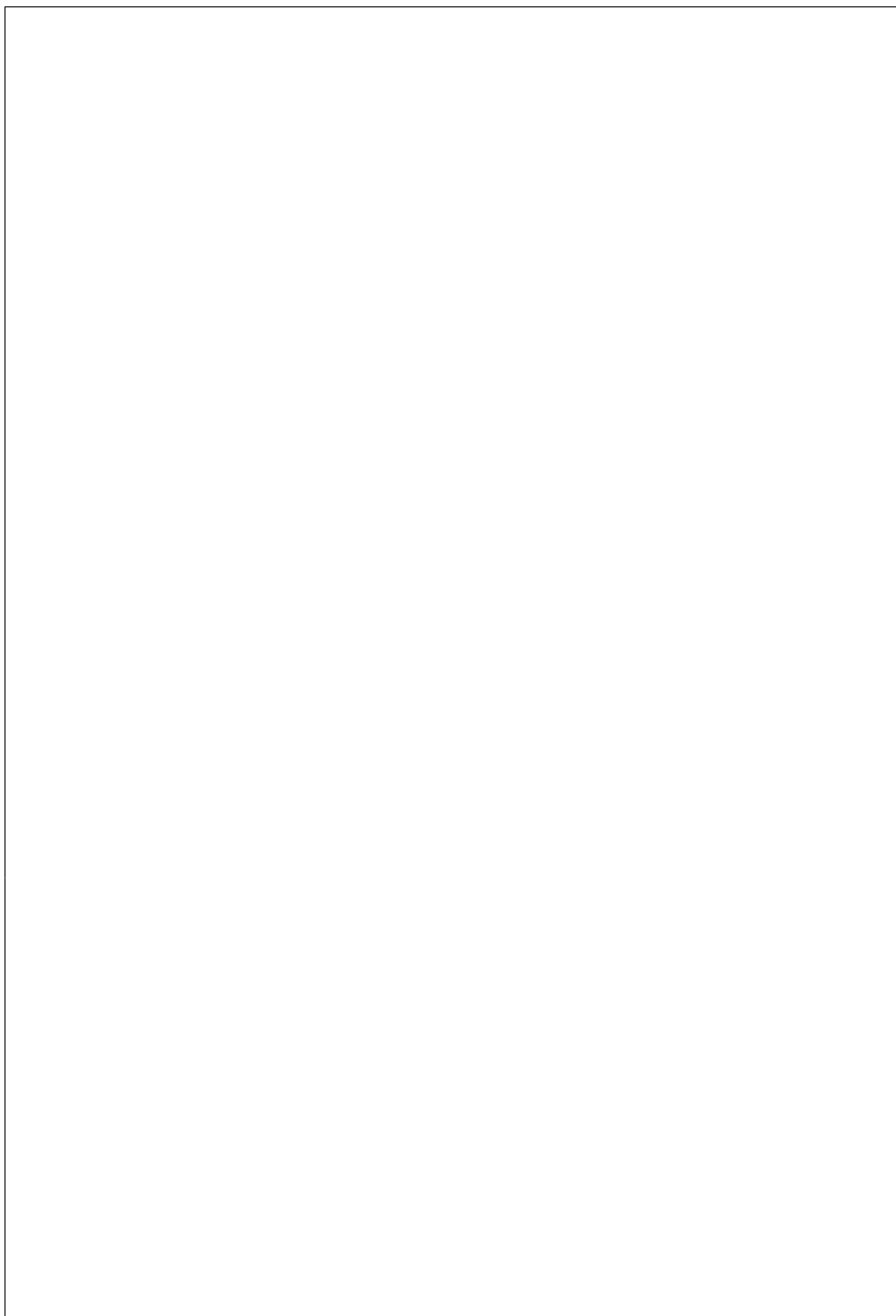
屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



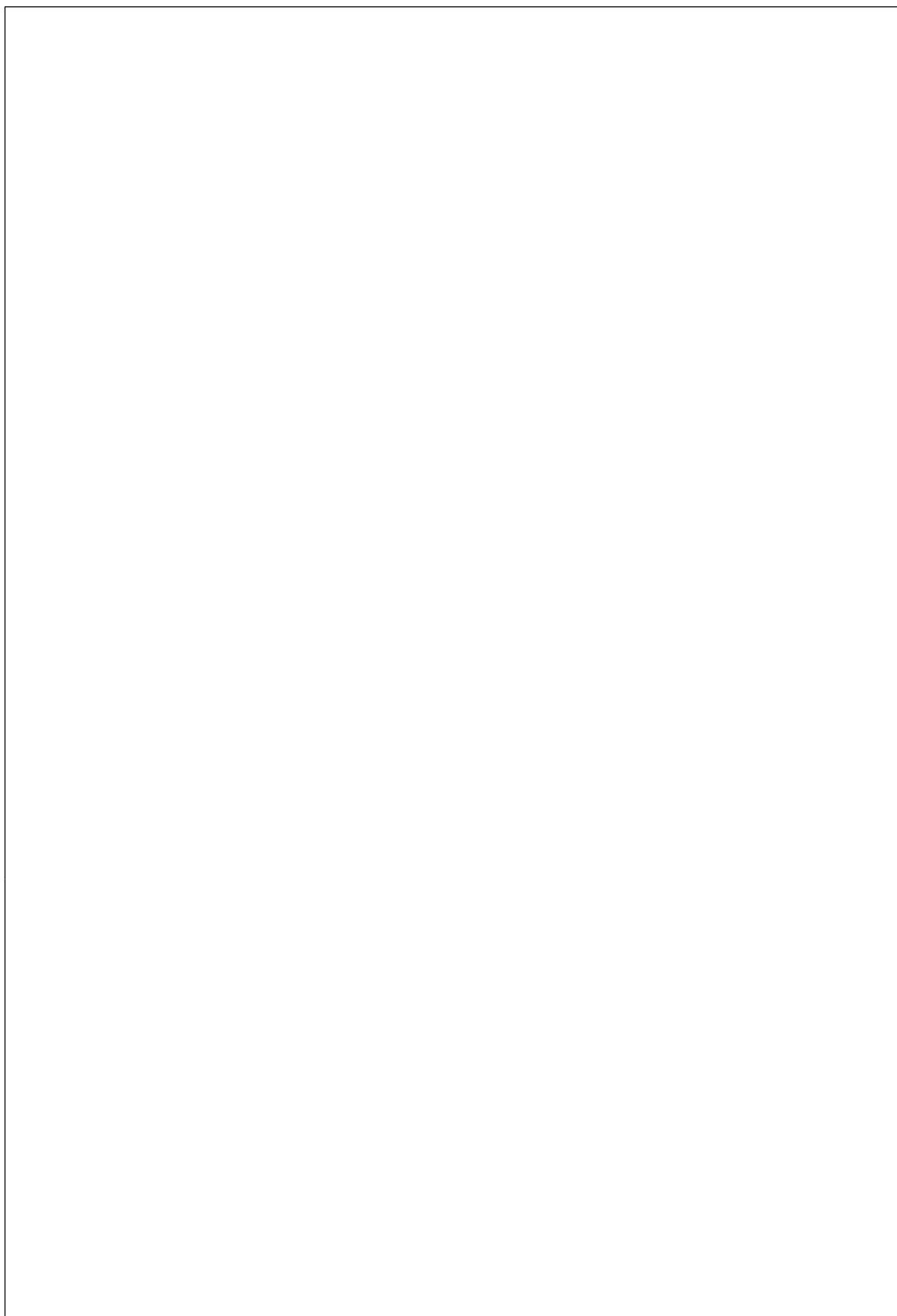
⑧事業所全体の囲いの図面

囲いの主要寸法、材質等を明記した上で、構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）を添付してください。



⑨出入口の門扉及び錠の図面

門扉及び錠の主要寸法、材質等を明記した上で、構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）を添付してください。



4 事業所以外の場所における積替え保管場所に供する施設の状況

(1) 積替え保管場所の施設一覧

次の①～⑧の有無について○印を付けてください。

作成にあたっては、『2(2)(1)以外の場所における積替え保管場所一覧』ごとに記載してください。

区分	施設等の名称	有	無
処理前の保管	① 解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設		
	② 解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設		
	③ 破砕前処理した後の解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設		
処理後の保管	④ 破砕前処理した後の解体自動車を保管するための施設		
	⑤ 自動車破砕残さを保管するための施設		
事業所に係る施設等	⑥ 事業所全体の囲い		
	⑦ 出入口の門扉及び錠		
	⑧ 事務所		

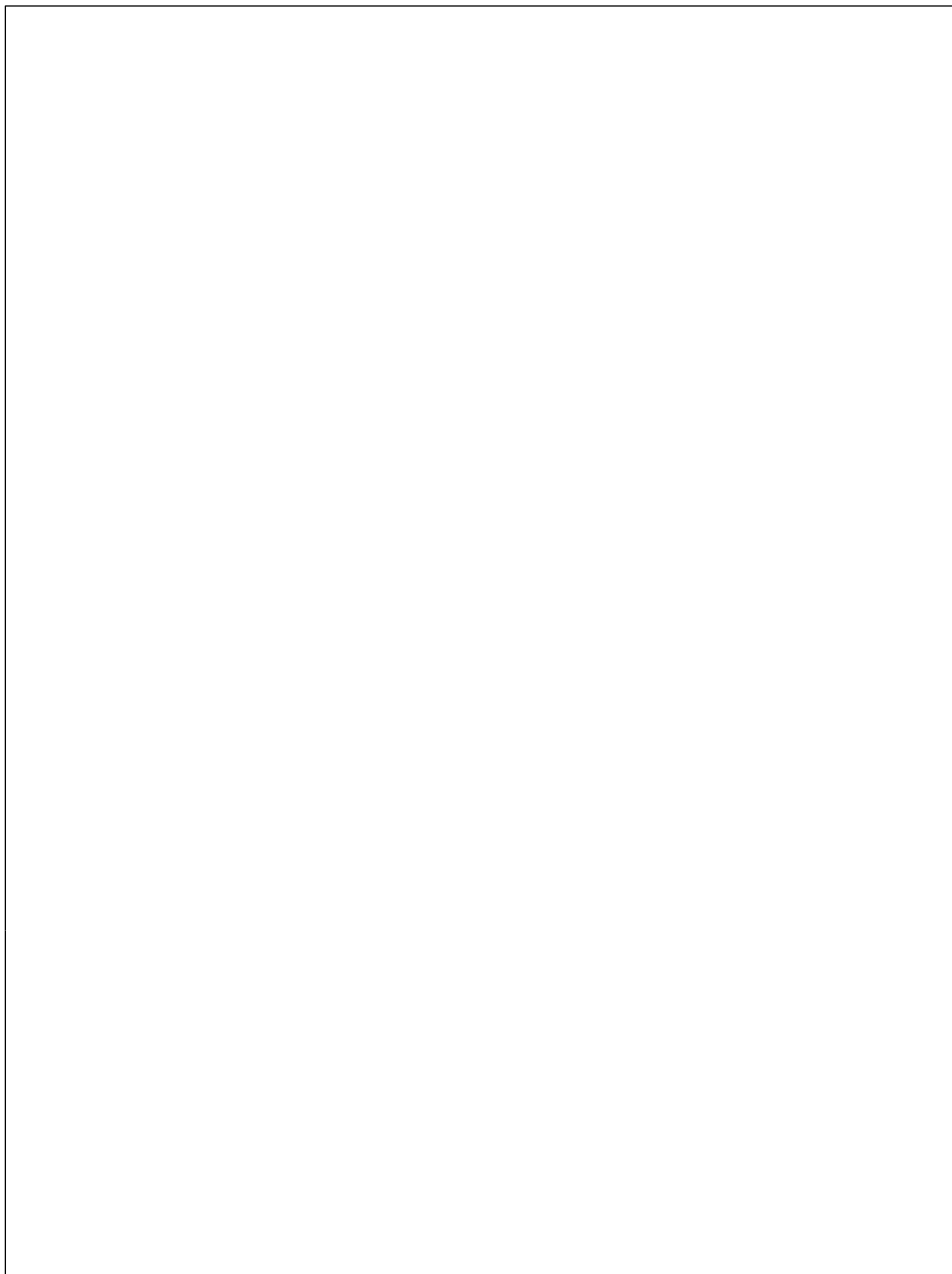
(2) 積替え保管場所の平面図

『(1) 積替え保管場所の施設一覧』で「有」に○印をつけたものについて、その配置等
を示した図面を作成してください。

※ 『2(2)(1) 以外の場所における積替え保管場所一覧』に記載した保管場所ごと
に作成してください。

※ 排水処理施設及び排水溝がある場合は、それらの位置を記載してください。

※ 解体業と兼ねている場合は、解体業の用に供する施設も併せて記載してください。



(3) 施設の概要

『2 (2) (1) 以外の場所における積替え保管場所一覧』に記載した保管場所ごとに作成してください。

①解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設

保管の期間	日間
保管の面積	m ²
保管の高さ、台数	m、 台
保管場所の囲い、仕切の有無	有 ・ 無
	〈有の場合〉 ※別紙に主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈無の場合〉 ※この欄に保管場所の区域の明確化の方法について記載してください。
保管の状況	屋内 ・ 屋外
	〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況	鉄筋コンクリート舗装 (厚さ) その他 ()

※ 複数の保管施設を設けて保管する場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。

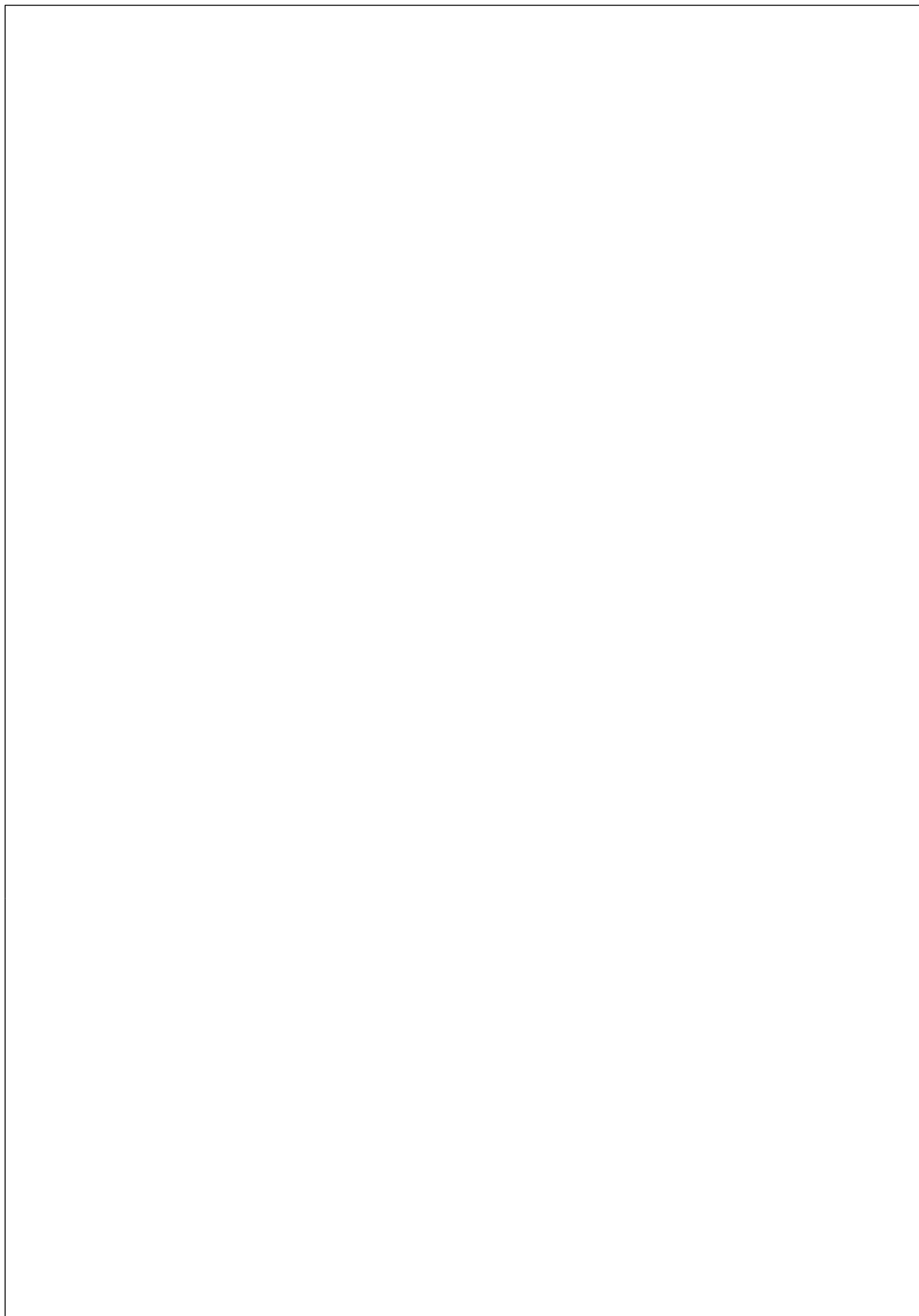
※ 屋外における保管施設で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。

①解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



②解体自動車を破砕処理するまでの間保管するための施設

保管の期間	日間
保管の面積	m ²
保管の高さ、台数	m、台
保管場所の囲い、仕切の有無	有 ・ 無
	〈有の場合〉 ※別紙に主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈無の場合〉 ※この欄に保管場所の区域の明確化の方法について記載してください。
保管の状況	屋内 ・ 屋外
	〈屋内の場合〉 ※別紙に施設の主要寸法、材質等を明記の上、構造図面を添付してください。
	〈屋外の場合〉 覆い又は屋根の有無 有 ・ 無
床面の舗装状況	鉄筋コンクリート舗装（厚さ ） その他（ ）

※ 複数の保管施設を設けて保管する場合は、この用紙を繰り返し設けて記載してください。

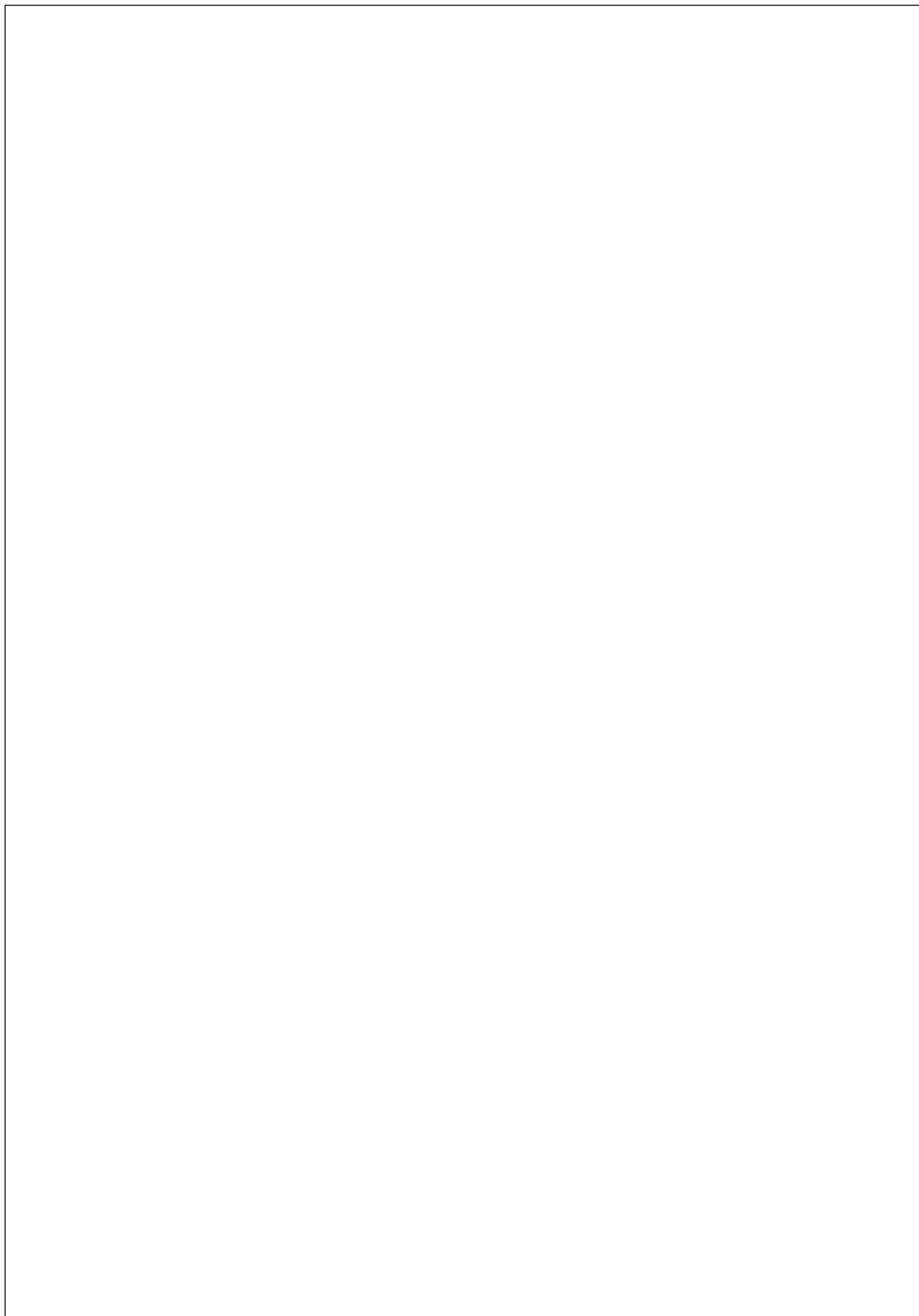
※ 屋外における保管施設で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。

②解体自動車を破碎処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



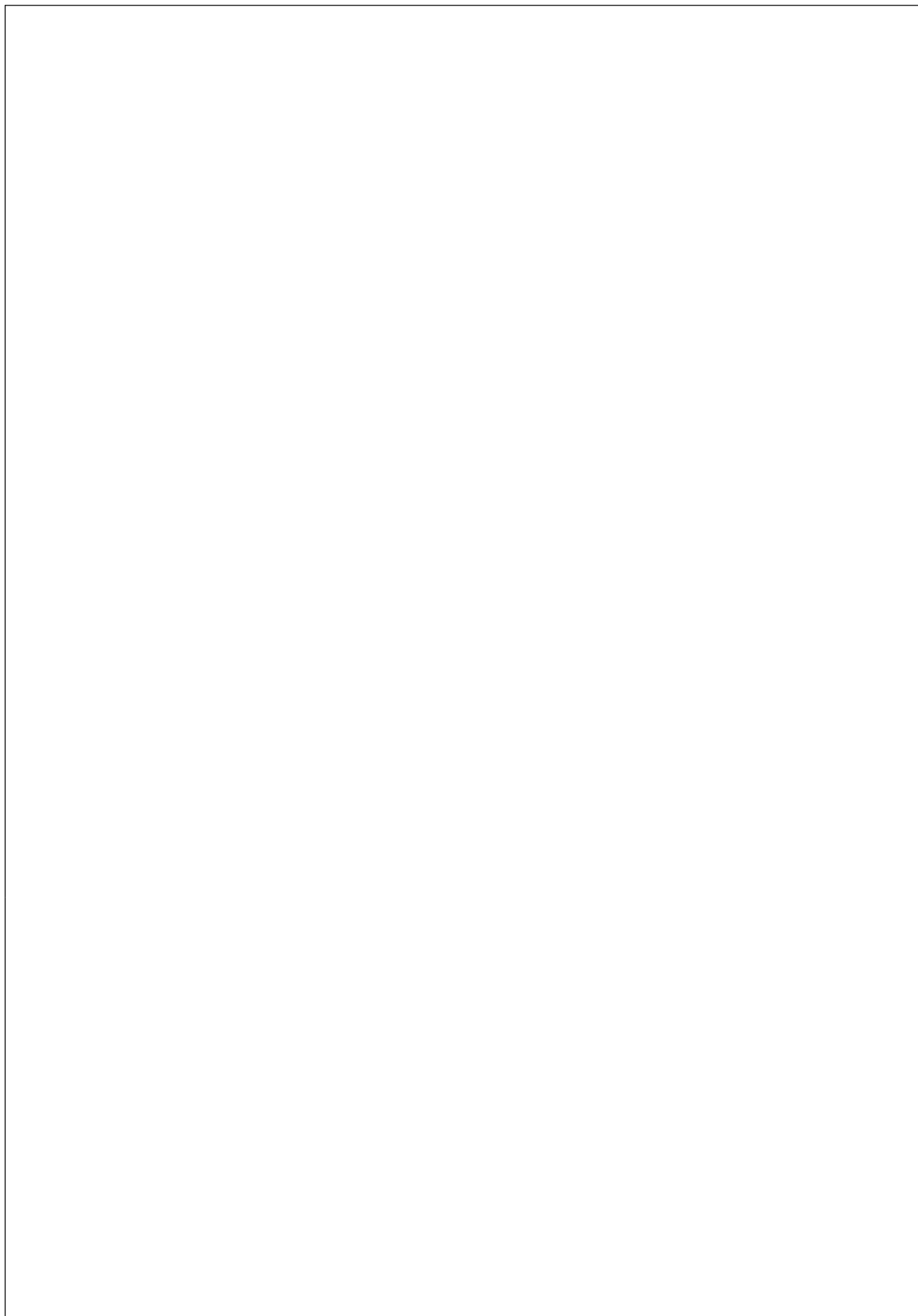
積替え保管場所番号 No.

③ 破碎前処理した後の解体自動車を破碎処理するまでの間保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。

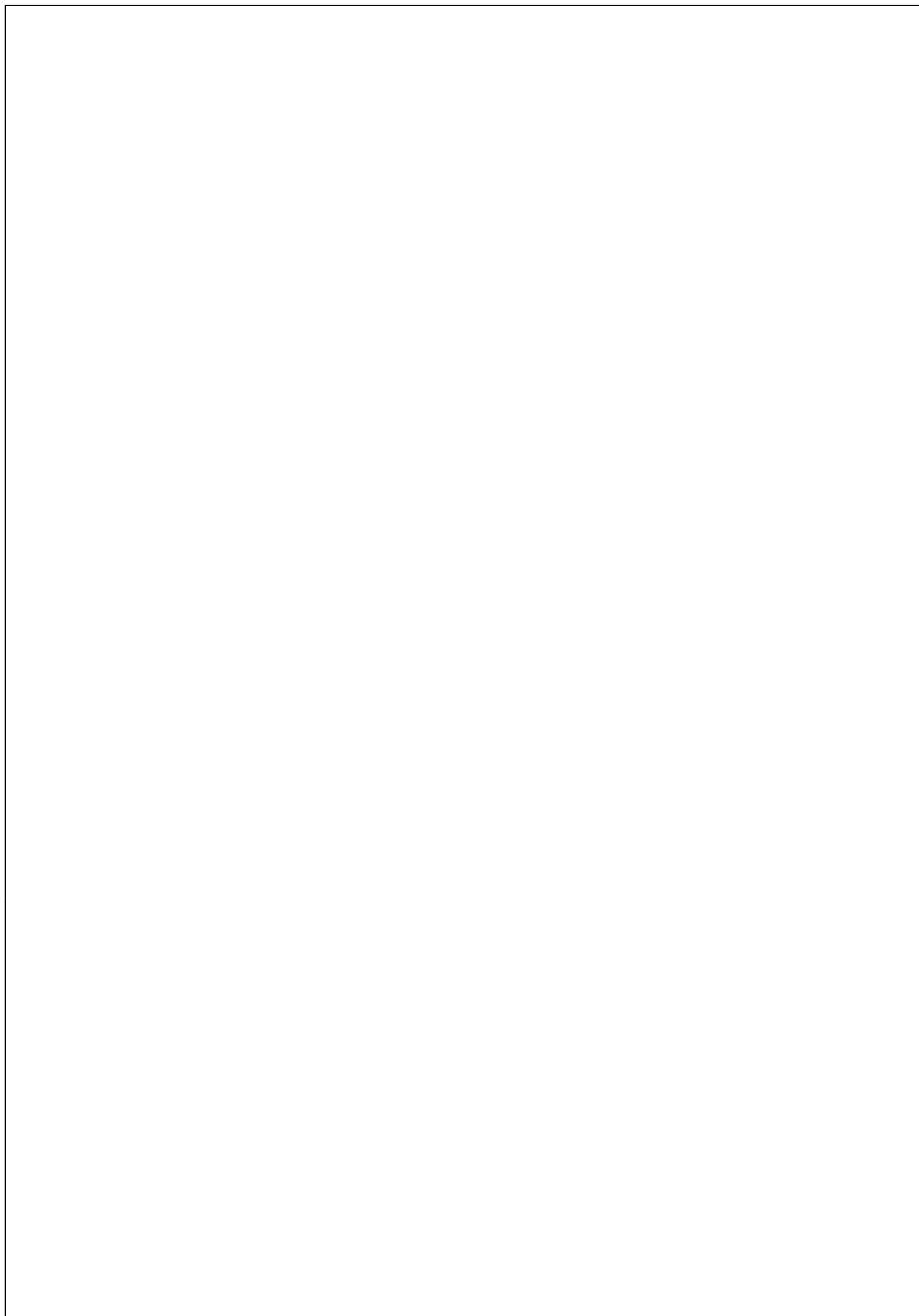


④破碎前処理した後の解体自動車を保管するための施設図面

施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造等）を添付してください。

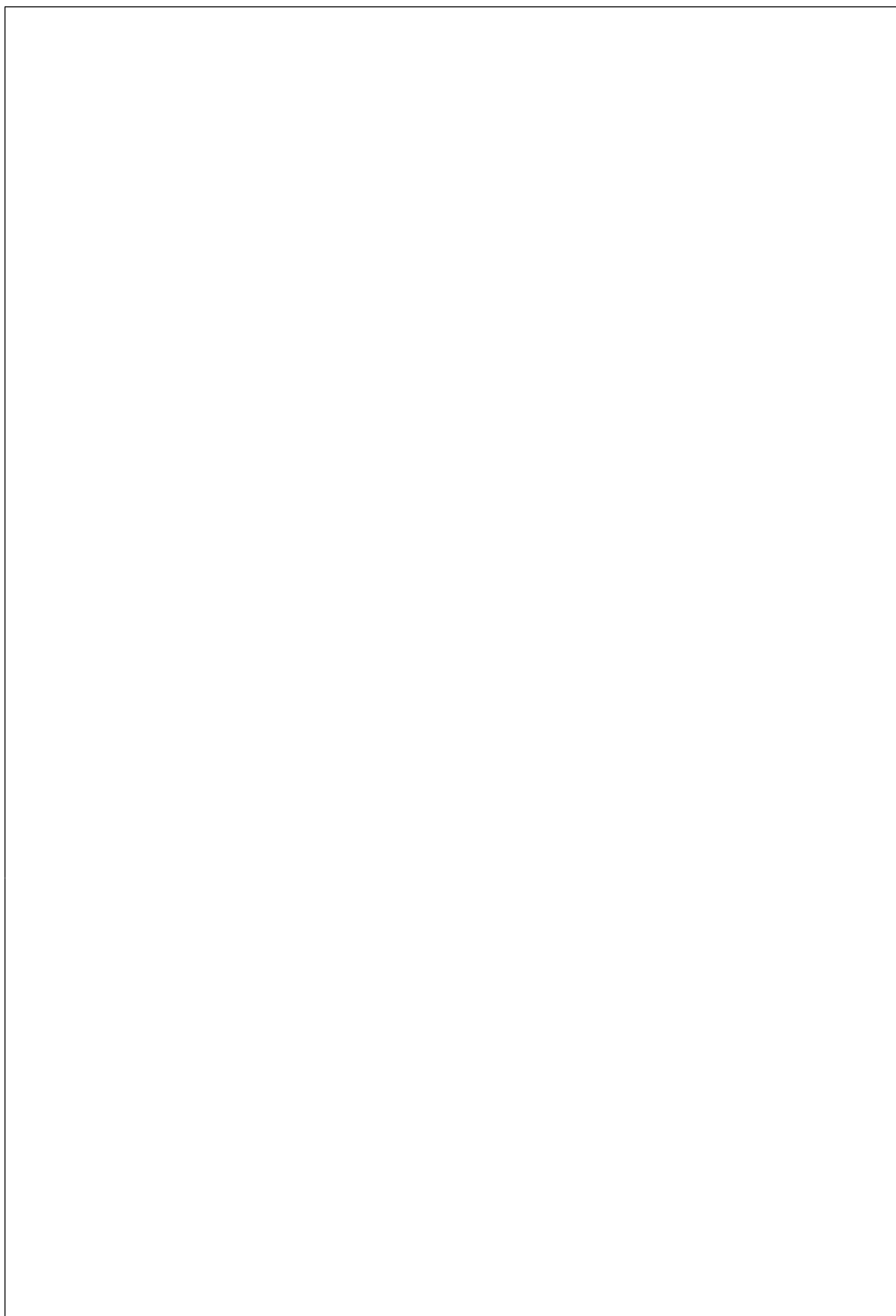
屋根、覆い等がある場合はその状況が分かるものを添付してください。

図面には主要寸法を記載してください。



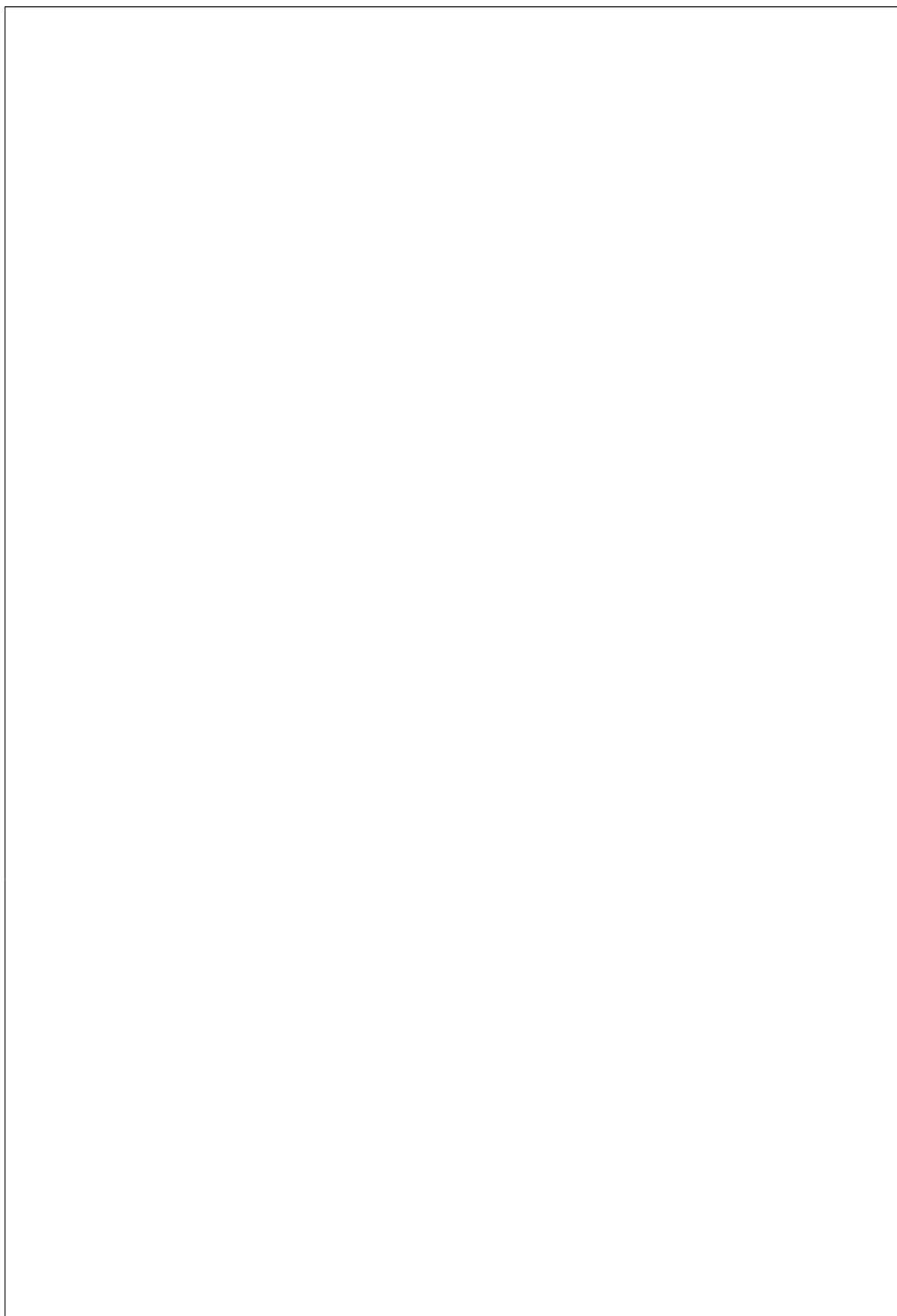
⑥事業所全体の囲いの図面

囲いの主要寸法、材質等を明記した上で、構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）を添付してください。



⑦出入口の門扉及び錠の図面

門扉及び錠の主要寸法、材質等を明記した上で、構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）を添付してください。



5 資産の状況

(1) 資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合

申請直前の事業年度（1年）における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

イ 個人の場合

確定申告書第一表の写し（税務署の収受印のあるもの）及び青色申告決算書又は収支内訳書

(2) 収支見積書

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (決算月 (月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

※1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

※2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

6 標準作業書

別途作成したものを添付してください